

武家家訓の宗教性

藤 島 達 朗

我國中世以降の社會及び國家成立の綱格ともいふべき封建制度は、言ふ迄もなく主従關係の上に成る。而してこの主従關係も、族制的立場を離れては理解し得ないので、我國の封建制度が、古代氏族制度の精神を基礎とすると言はれるのもこの故である。

族制とは言ふ迄もなく一家を中心とし漸次一族、一門と發展する所謂氏族體制である。これは原則的には血縁關係を其基本とするから、單なる土地の給與等に依つて結ばれる主従關係を一層深化する。従つて各封建主長が、努めて單なる主従關係を、屢々族制的にこれを擬制せんとしたのも當然である。勿論我國國家社會に於いては、上下を通じて家族制をその根幹とするのであるが、右の如く封建武家社會にあつては、家が正にその社會の存立にかへつてゐるのである。かゝる時代に於いてその一家、一族、一門の武家主長が、その家の保全と興隆の爲、己が體驗、修養の結果をもととして、その時代、社會に於けるその一家、一族、一門に最も適應せる訓誡を作り、それを規制せんとしたのは當然で、かゝるものが所謂家法と言はれ、家訓と稱せられるものである。従つて家族、家訓といつても、單なる家

の場合より、一族、一門、更には一藩、一國にまで及ぶす場合もあり、其範圍は時代なり、社會なりの環境に應じ、其の廣狹はさまざまであるが、其目的とする所最も多く如上の訓誡的な性質をもつことに於いて決して異なるものではない。而して上述の如き家訓の性質より、その最も顯著なる特色とする所は、飽く迄實際的であり、實踐的であるといふことである。まことにそれは武人の一般的なあり方から、日常生活茶飯事にまで至る深切なるものがある。かゝる點よりして家訓の示す所のものは、正しく各時代に於ける武人の抱懷する理想的なる人生觀、社會觀を、最も單的に表明するものであると言ひ得やう。今こゝに各時代に於ける武家家訓の宗教性を考へやうとするのも、かゝる立場に於いて、かゝる方面より時代と共に變遷する武人の宗教觀の一面を把握せんとするに過ぎないのである。

二

さて先づ武家社會の成立を告げる最初の時代は鎌倉時代であるが、此時代に於ける武家家訓として現存するものは唯一、有名な平重時家訓、一名極樂寺殿御消息と言はれるもののみである。従つて當代に於いては、これに依るよりは仕方がない。

平重時は言ふ迄もなく北條重時で、執權義時の第三子、有名な泰時の實弟である。長く六波羅探題をなし、貞永式目發布に關する泰時の消息の宛者として知られてゐる。鎌倉に歸來後執權連署となつたが、晩年入道して觀覺と號し、地獄谷に極樂寺を興した。極樂寺は鎌倉時代の社會事業家として著名な忍性菩薩良觀の本據として有名である。

41 家訓の製作年時は明かでないが、重時は弘長元年六十四歳を以つて歿してゐる。併して入道後であることは又の名

が示す如くである。この入道後であるといふことに依つて少し問題がある。元來この家訓は以下述ぶる如く佛教的な性格をもつ家訓である。この佛教的であるのは、右の如く重時が入道し、佛門に入つてより後ものされたから、即ち佛教徒の手になる故にといふ限定を附して從來考へられて來た。併しこれはしかく簡單に結論されていゝものであらうか。勿論重時が入道しなかつたならばあれ程佛教的であつたかどうか問題であらうが、併し時代に於ける所謂入道の意味を考へ、更にこれは佛教徒が佛教社會に遺したものでないといふ點に着目すれば少し異なつた立場が主張される。即ち入道ではあるが重時は、この場合飽く迄も鎌倉幕府の中心的家門である北條一氏の家訓として製作したのである。このことは即ち以下述ぶるが如き佛教的家訓が、一般武家社會に充善なる家訓として、當然許容さるべき環境状態にあつた時代を物語るものと言へやう。かゝる意味に於いてその時代社會を無視して單に佛教徒の手になるが故に當然佛教的なりとなす從來の素朴な見解は、しりぞけられねばならぬと思考するのである。

さてその内容であるが、その數、全百ヶ條で、その劈頭には序文の體として、又最後は跋の形に於いて、その製作因由を述べる。即ち親子の契は先世よりの因縁であるが、今生生死を離れねば又何時とてか相會ふことを期すべき、しかもこの世夢の如くにして今日あつて明日をはかり難き人身である。即ち今のうちに心に思ひ身に振舞ふべきことを申述べておくのであるといふのである。かくて以下述べられ行くのであるが、全百ヶ條殆どすべて佛教的方向に結歸されるのであるけれども、特に顯著なる佛教的な箇條は、その中三十五條に上つてゐる。

先きの製作因由の言葉に見らる先づ第一のものは、夢の如くなる世、今日にして明日を期せずといふ所謂生死の無常觀である。これははつきりとは第六條目に、

たのしきを見ても、わびしきを見ても、無常の心をくわんすべし、それについて因果の理を思ふべし、生死無常を觀すべし

と述べてゐる。この生死無常觀は、夢の如くにしてはかなき現世を無常と觀するので、明かに後世、後生を期待する所のものである。従て因果の理を思はねばならぬのである。即ちこの家訓に於ける生死無常觀は、後世、後生の來世を期する淨土教的なるものであることを先づ注意しておかう。

次には先きの親子の契先世からの縁でありとなし、無常を觀じて因果の理を思へと言つてゐることであるが、この三世因果の理、そして具體的には善因善果、惡因惡果を高唱すると、これは勿論佛教徒として當然であるが、正しくこの家訓全體の根底的な事實となつてゐる。

由來この因果の理は、我國佛教渡來以後、最も早くそして最も廣く深く民間に信受せられた。勿論早い時代は所謂現報をその主なるものとするが、所謂六道輪廻の思想と共に次第に過現當の三世に互る因果の道理が、大略平安朝以後殊に淨土教の勃興と共に弘く浸潤して行つたのである。本家訓に於いて其第三十七條目に、

我がためのよき人には能々あたり、わるき人にはわろくあたるは、返々くちおしきことにて候、ちくしやういぬなどこそ、よくあたる人には尾までふりよろこび、又わろくあたる人には、にげほえなどし候へ、人となりぬるかひには、よき人には申におよばず、あしき人にもよくあたり候へば、わろき人もおもひなほるにて候、もしそのまゝなれども、神佛のいとおしみ給ふこと也、見きく人これまでほむるなり、今生に人にわろくあたれば、又後生に人にわろくあたられすべて因果つくべからず、今度因果をはたしとどむるやうに、わろき人にもよくあ

り給ふべし、人のよくば、我が先世を悦び、人のわるくば、又先世をうらみ給ふべし

と述べ、又四十六條目には、罪を造つてはならぬ、たとひ一寸の虫なりとて五分の魂あり、罪は自らのみならず子孫にもむくふて行く、今生のみならず後世にてもやはり罪として存するのであると説く。更に七十四條と九十五條にも、人に物をぬすまるゝことありとも、ことかけざらんには、あらはすべからず、たちまち人の生涯をうしなはすること也、後世に因果のがれがたし

まことにすごしたることにてもあれ、又ふりよ（不慮）のことにてもあれ、なげかはしきことのいできたらんをも、あながちなげき給ふべからず、これを先の世のむくいなりとおもひ給ふべし

と云ひ、三世の因果應報を説くこと最も懇切である。

何事もよきことのある時は、又あしきことあるべしとおもひて、こんずるさきをなさけき、あしきことのあらん時は、又よきことあるべしと思て、心なぐさめ給ふべし、うまるゝ悦あれば、必死するなげきあり、さればさいおう（塞翁）と言ひし人は、その心をよくしりて、善悪をおもふてはてぬけんしん（賢臣）なり、後世もうたがひなし（四十四條）

善きことあれば悪しきことあり、悪しきことあれば善きことあるさだめなき人界であるが、しかも善きことは善因のむくひであり、悪しきことは悪因の結果であるとなすこと先きの如くである。併して先きに引く三十七條に依つても知らるゝ如く、因果の理が、先世の因今生にあらはれ、今生の因後世にむくひるとなす三世應報のみならず、

わるき人にもよくあたらば神佛もいとおしみ、見きく人もほむるなり

といふ現報をそこに考ふること當然ながら注目すべきものが存するのである。かゝる現報を考ふる上に「神佛もいと
おしみ給ふ」といふ冥祐、冥助を期待する心が必然的に生れて来る。而してこの冥々の力をたのみ、しかもおそれる
ことが、戦陣の間に身をさらし、運命をその一瞬にかける武人にあつて特に強烈であるは自然である。これに就いて
は我々は武家法制の權輿、貞永武目の劈頭にある

神者依_二人之敬_レ増_レ威、人者依_二神之德_レ添_レ運

の文字を直に思ひ浮べるのであるが、これにあつてもそれをそのまま引いて第一條としてゐる。即ち、

佛神を朝夕あがめ申し、こゝろにかけたてまつるべし、神は人のうやまうによりて威をまし、人は神のめぐみに
よりて運命たもつ（下略）

と。人間の運命は神のめぐみに依り安穩であるから、佛神あがむべしとするのであるが、従つて平常に於いて正善な
る生活や行動にあるものは、常に佛神の加護があるとす。即ち第二條に、奉公宮仕への節、たとへ自らのまこと主
君に認められずとも「さだめて佛神の御かごあるべし」と思へといふ如くである。そしてこれに反して「罪科しごとく
したる盗人」は「われくはう（公方）へそせう（訴訟）せざれども、佛神のばちをかぶりじめつする」（八十四條）のであ
る。因果應報、冥々の力を深くおそれ、且つ頼まねばならぬことは、尙四十八、五十六、七十七、九十七の各條によ
く説かれてある。

以上の如く因果の理を觀じ、冥助を願ふ彼にあつて、然らば來世、後生に對する信仰は如何と言へば、それは西方
への願生である。即ち先きに引いた第一條の文章に引き續き、

然れば佛神の御前にまゐりては、今生の能には正直の心たまはらんと申すべし、その故は今生にては人々にもち
 わられ、後世にては必ず西方極樂へまゐり給ふべきなり

といひ、四十五條目には、人の生涯のあるべき様をのべ、最後に、

さて、六十にならば、何ごともうちすて、一ぺんに後生一大事をねがふて念佛すべし、

と述べる。又四十九條には女人の往生を説き、

ことに女人は心ふかき性あるによつて一ぺんに念佛し、後生をねがひ給候はゞ、極樂往生うたがひあるべからず
 といふ。即ち以上の如く念佛して西方に往生するといふのが、明かに彼等の後生に對する願望であることがわかるの
 である。

かくて彼等に於ける宗教生活をこゝに約言すれば、現世に於いては因果の理を信じ、冥祐をおそれ且つたのんでひ
 たすら善行をつむと共に後生は念佛して西方に往生したいと希念する、といふことになる様である。この中にあつて
 所謂善行をつむことは、或は殺生をやめ、或は慈悲善根を施すといふ具體的な形を以つてあらはされるので、かゝる
 ものは鎌倉初期以來復興の勢盛んであつた律宗の聖者たち、特に興正菩薩叡尊、忍性菩薩良觀の兩師に依り所謂興法
 利生の聖行、戒律の社會化として唱導された所である。良觀を師とした重時にあつてこれを見るのは當然のことであ
 らう。而して後者の西方信仰の當時に於ける普及流行については今更こゝに述べる迄もない。この様にして最後今一
 つ言ひ得ることは、その宗教生活の不純であり、錯雜してゐるといふことであるが、これはこの時代人に見る共通な
 る特色でもあるのである。

以上大たい重時家訓に見える宗教性を語つたが、併しこれだけであるならば、入道極樂寺殿に限らぬ單に一佛徒の家訓と言つて差支へない。從來この家訓に注目するもの又これに止まつてゐる如くであるが、今全家訓を單なる佛教徒の家訓として見る時其處にいかにもそれに相應しからぬものゝ散見するを認めないわけに行かぬ。即ちそれは平重時、武人としての現實意識である。その單的なる表れは先にも引いた四十五條で、人間のあり方を示すに就き、人のとしによりてふるまふべき次第、廿ばかりまでは、何事も人のするほどの藝能をたしなむべし、三十より四十五までは君をまぼりたみをはごくみ、身を納ことほりを心得て、しんきをたゞしくして、内に五戒をたもち、せいだうをむねとすべし、せいだうは天下をおさむる人も、又婦女あらん人も、きのたゞしからんはか見るべからず、さて六十にならば何事ももうちすて、一ぺんに後生一大事をねがふて念佛すべし

といつて、六十までは藝能をたしなみ、君に忠をつくし、政道をむねとせねばならぬと説く。併してこれも先引した第一條の、

佛神の御前にまいりては、今生の能には正直の心をたまはらんと申べし

や、四十八條の、

佛法をあがめ、心を正直にもつ人は今生もすなほに、後生も極樂にまいり云々

百條目の、

舟はかぢといふ物をもつて、おそろしき浪をもしのぎ、あらし風をも大海をもわたる也、人間界の人は、正直の心をもちてあぶなき世をも神佛のたすけわたし給ふ也、此心よる所は、めいどのたびにむかはん時しでの山の

道をもつくるべし、三づの川のはしをもわたすべし、大かたおき所なきほどのたから也、よく／＼心え給ふべし、正直の心はむよく也（下略）

に示す如く、人生に於ける彼の以つて最高の價值とするものは、「正直なる心」である。人間界は正直を以つて貫く、正直の心はこの人生をすなほに渡すと同時に更に死後の道を開く、即ち今世は正直、來世はそれに依て報はれ、六十以後の念佛にて往生をするといふ。かゝる態度、勿論正直につき一應無欲なりと佛教的な意味付を行つたとするも、尙其處に現實意識の存するものあるを否定することは出来ない。即ち、かくて冥祐をたのみおそれ、因果の理を信じ、善行を積まんとするのも、それは來世の爲といふよりも、寧ろ人間自身をしてそれを通じて家門と氏族の安固を願ふのに出づること最も多きを知らねばならぬのである。由來武人は現實的である。即ち現實的であることが武人とそして武人封建社會の根本的なる性格である。個人的でそして彼岸的なるべき佛教徒の家訓としてのこの家訓が、武門と、そしてその社會に許容される根源的なるものは、即ちこゝに存するのである。由來佛教諸派に於いて、現實人間の完成と説く禪宗は最も現實的なりと言ひ得やう。正しく禪の武人の間に勢力を弘張し行く根據であり、更に武人の現實性いよく成長し行けば、禪に依つて基礎を定めた道德的なる儒教が全面的に進出するの當然なる發展であらう。とにかく最も佛教的であると考へらるゝ平重時家訓に、既に後來の萌芽の存するものゝあることを指摘したのである。而して禪宗の流行と儒教特に宋學の勃興を見る次の時代には、果してこれが如何に發展するであらうか。

南北朝より室町時代への武家家訓としては、先づ足利尊氏の等持院御遺書と新田義貞教訓とが傳へられてゐる。併しこれらは共に假托書なること定評があり、直にこの時代のものとしてそれに依ることは出来ないが、前者は君臣の道、武人の要諦を詳述して、そこには宗教的なるもの全く存しない。かゝる點よりも時代下れるものであることを思はずのであるが、とにかく今の問題にはならぬのでこれには觸れない。後者も勿論義貞のものとは思はれないが、併し其内容より考へて室町時代それも初期に於いて作られたものであることを信じさすものがある。だがそれは家訓の時代性を全體的に考へての結論であるから、暫くこれも捨てて、明徴存してこの時代に於ける最も早きものである竹馬抄を考へやう。

竹馬抄は足利義滿の管領たりし斯波義將が、永徳三年二月に子孫の爲に製作するもので、大略七箇條に互り人間として、武人としてのあり方を明かにする所である。この七箇條の中に於いて其第二條が今の問題に該當する。即ち、

一、佛神をあがめたてまつるべきことは、人として存べき事なれば、あたらしく申すべからず、その中にいさゝか心得わくべき事の侍なり、佛の出世といふも、神の化現といふも、しかしながら世の爲なり人のためなり、されば人のあしかれとにはあらず、心をいぎよくして、仁義禮智信を正しくして、本をあきらめさせんが爲也、その外には何のせんにか出現し給ふべき、此本意を心得ぬ程に、佛を信ずるとて人民をわづらはし、人の物をとり、寺院を造り、或は神を敬ふと云て、人領を追捕して社禮を行ふことのみ侍る、かやうならんには、佛事も神事もむき侍るべきとこそ覺侍れ、たとひ一度のつとめせず、一度の社參をばせずとも、心正直に慈悲あらん人を神も佛もをろかには見そなはし給はじ、ことさら伊勢太神宮、八幡大菩薩、北野天神も心すなをにいさぎよき人の

かうべに宿らせ給ふなるべし、又我身のうき時などは、神社に祈などする人のみ侍る也、いとはかなくおぼゆる也、たゞ後生善所と祈ほかは、佛神願望侍べからず、それぞしるしも侍べけれ、それすら眞實の道にいたらずとぞ教き

といふ。佛や神は崇むべし、併しそれに就いて心得べきは、佛神の出世もこれもと人の爲であり、世の爲である。仁義禮智信の五倫を正しくして本を明めせん爲である。故にたとへ一度の勤も行はず、參詣をせずとも、心正直に慈悲深く、神や佛のみ心にかなへば捨て給ふものではない。我身の憂き殊殊に祈り奉る者多いが以つての外であるといふ。即ち飽く迄現世は自分の力と其修養に依つて開拓せよ、併し後生だけはこれは人力に及ばぬから、たゞこれのみ後生善所と祈るがよいと説くのである。まことに平重時家訓に比して甚しき變展である。因果の理に依り、冥祐冥助をひたすら願求した彼等が、かくも強固な人間性の把握と自らの力に對する此の如き厚き自信を得るまでに展開してゐるのである。而してこゝにまで至らしめた禪宗教義の人間心に於ける鍛練と、仁義禮智信の徳目漸く現れる儒教の影響を思はずにゐられぬ。

だが併しかくも人間中心であり乍ら尙且つ佛神あがむべしといひ、後世善所と祈ることを肯定する所に、未だ中世的なるものより脱し得ぬその宗教意識を看取するのである。

さて先きの新田義貞家訓と稱するものであるが、これには先づ其第一條「ものゝぶの存すべきこと」と題する中に、武士は身命を捨て、戦ふべしと述へ、然る後、

但神力なくしては戦にかつことあたわず、されば朝ごとにまづおきて、そくしやらの御名を微音に七篇となへて

次に鏡を取て面を見、次に曆をとりて其日の吉凶を知、次にやうじをとりて手を洗、口をすすぎ、西に向て念佛すべし、もしは眞言などもとなふべし、本尊の心の引に隨ひてちやうねんすべし、身命にわうだうなく、きびよく正直なれば、たゞれんちよくをむねとし身のわざはひをのがるゝ禱念をさきとして、家のうんを待べし、もしかくの如くならば、あくきしりぞひて守護をなし、神明利生を與ふべし、もしむなしくばきしんの本懐をいたづらに、諸方もむやくなるべし、よりによく信心をいたし、ふちじんの有無をも心みよ、當家には氏神を賞翫すべき也と述べてゐる。即ち戰に於いては、やはり神力なくては勝てるものでない。故にひたすら身を正しくして信心をすべしといふのである。これは先きの竹馬抄の精神よりは、明かに平重時家訓に見るが如き冥助を期待する所のものである。而して十九條は「外には弓馬合戦を家として、内には因果の道理をおるべきこと」と表題し、弓馬合戦の家のいかにあるべきかを論じ、かゝる弓馬の家は常に因果をおそるべしといつて、其例として死刑を再興した少納言信西と父篤義を斬つた義朝等の横死、法皇を押し籠め奉つた平清盛の滅亡等を擧げてゐる。而してその目する所は、たゞむやくの悪行をとめて、外には政道をげんにし、つみの疑はしきをば天命にゆづり、内には慈悲をふかくして、諸人の心にしたがふべし。

といふにある。即ち因果の理をおそるべしといふも、それはこゝに來つては、現實人生の武人のあり方の上に考へられるので、重時家訓の如く前世を考へ、後生を念頭におくものではない。更に最後に

たうじは定命六十五、ながしといへども七十八に過ぎず、その上老少不定にして電光朝露の如く也、命をおしみて長く我が名をうしなふのみならず、家にきずをつけんことなげきの中のなげき也、さいごの時じんじやうに

して君のため、家のため忠孝なにごとかこれにしかん（下略）

といふが、老少不定、電光朝露と人生を觀する所謂無常觀も、重時家訓にあつては、因果の理と來世を願ふことに於いて考へられたのに、これにあつては、君の爲、家の爲何時でも死ぬることの出来る武人の覺悟として提唱されるのである。即ち冥助を願ひ、因果をおそれ、無常を觀することの内容が、重時家訓に比し以上の如く現世的になつて來る。しかし前述の竹馬抄に比せば、その精神的段階に於いて明かにその前におかゝるべく、かゝる内容的意味よりしても、この家訓はおそくとも室町初期を下るものでないことを考へ得ると思ふのである。

足利義政に仕へ、文明五年に卒し、所謂武家禮式家である伊勢家の祖となつた伊勢貞親に教訓と稱せられるものがある。これには第一條に「佛神を信敬し奉るべし」といひ、第三條に、

朝には疾起て身を清め、衣を肩衣の上に懸て珠數を取、奉信處の佛神三寶、殊に御氏神を奉禮、旨に隨て法施をさゝげ、武命長久家門相續の可奉祈嘉運

と説く。即ち佛神を信敬して、これを拜禮し祈る所のものは、飽く迄武命の長久と家門の相續である。又三十條目には、

若共生死一大事平ぜい心にかくべき也（中略）是則武邊の覺悟也

とあり、所謂義貞家訓に見る武人平成の覺悟としての生死無常觀を、これにも述べてゐるのである。

かくて所謂戰國時代に入るのであるが、一介の野人小田原に據つて、遂に關東を風靡した北條早雲の所謂廿一箇條には、劈頭、「第一佛神を信じ申すべきこと」とあるが、其五條目には、

拜みをすること身のおこなひ也、只こゝろを直にやはらかに持、正直憲法にして上たるをば敬ひ、下たるをばあはれみ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありのまゝなる心持、佛意冥慮にもかなふと見えたり、たとひいのらずとも、此心持あらば、神明の加護有之べし、いのるとも心まがらば天道にはなされ申さんとつゝしむべし

といひ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありまゝなる所謂正直なる心にさへあらば、祈らずとも神佛の加護あるべしといふ。かゝる立場に於いては、最早最初の「佛神を信じ申すべきこと」が、完全なる形式に過ぎないこと指摘することが出来ると思ふ。

武田信玄の有名なる信玄家法には、下巻の第二十九條目に、

參禪可嗜事、語曰、參禪別無秘訣、唯思生死切

七十二條目に、

佛神可信事、云、佛心叶則時々添力、以三横心勝人則可露而亡、傳云、神者不享非禮

とあつて、戦亂に處する武人が、生死の諦觀に參禪し、正善なる行動に依つて佛神の力を期待するものにあつたことを告げるのであるが、しかもその上巻二十二條目には、

淨土宗與日蓮黨、於子分國不可有法論、若在取持人者、師檀共可處罪科事

と示して、そこには、叡山、根來を焚却せし信長、秀吉に見るが如き、飽く迄武斷的にして近代的名なる宗教意識を、明らかに看取せしめるのである。

四

以上の如き現實的精神の横溢は、儒教の進出と共にいよ／＼甚しく、織田、豊臣、徳川と次第して確立した宗教政策が、これを明かに示すのであるが、徳川封建社會の成立と共に佛敎的なるものは思想界より全面的に退引し、これに代つて儒敎精神の活動となつた。

徳川時代よりはまことに夥しき家訓が我々に遺されてゐる。併し乍らそれらを通觀して、佛を拜信せよといふものは寥々として存しない。管見に及ぶもの僅かに二、しかもその内容は著しく變じてゐる。

先づ其の一は正徳四年、姫路酒井家の家臣和田政勝が草した家訓であるが、これは劈頭にただ「第一佛神信仰可仕事」とあるのみで、いかにもその形式的たるを思はすのである。その二は武家故實研究にあつて獨歩の地位を保つ安齋伊勢貞丈の寶曆四年に制せしもので、先づ最初に「五常の事」、「五倫の事」をのべ、その六條目に「神佛の事」と表出し、

一、日本國中の人は、皆昔の神の御子孫なれば、神をあがめうやまひ貴むべし、なれ／＼しくちかづきて神を汚すべからず、近づく神には罰あたると云事あり、心正直正路ならば、いのらずとも神は守り給ふべし、されば正直のからべに神やどると云也、心正直ならず、五常五倫の法をとりうしなはゞ、いのればとも守り給ふべからず、却てばちあたるべし

一、佛は天竺國の神也、日本の神にてはなけれども、昔より敬ひ來りたれば、世の習はしに隨て貴むべし、佛は

人の死たる後の世の事を守り給ふと云也、是も先此世にて心正直にして五常五倫の法をとりうしなはず、人の人たる身持をせば、來世にては必佛になるべし、此世にて五常五倫の法にそむき、我まゝにて畜生同前の身持をせば、來世にても必畜生に生るべし、いか程後世を願ひ、佛に供養し、堂寺を建立するとも、惡心にて惡き身持をせば地獄に落る事うたがひなし。

と述べてゐる。五常五倫の法正しく、心直ければ祈らずとも神は護る、日本の神は我等の祖なれば崇敬すべきであるが、なれ近づく可らずといふ。併して佛は天竺の神であるとなし、從來佛神と總稱して同一に考へられた神佛が、截然と別たれるのであるが、尙情性的に昔よりの習慣であるから拜せよ、佛は後世のことを守るといふが、これも此の世心正直に五常五倫に則らば必ず佛になる、要は五常五倫を失はず、心を正直に保つことにあるといふのである。明かにその最高なる人生價値が儒教道德に置かれてあることがわかる。佛は天竺の神であると述べ、昔よりの習しなれば拜せよといふ、其處には次第に熾烈ならんとする反佛的傾向の漸く存するものあるを又見逃し得ないのである。

この外、やゝ宗教的なるを拾へば、元祿十二年、安房勝山藩主酒井忠胤が示した家法に

常に敬_ニ鬼神_一崇_ニ祖考_一は古人の教、不可_レ有_ニ形情_一二敬、凡崇敬のこゝろあれば、邪志止て武道可_ニ興起_一事とあり、寶永年中、姫路城主酒井忠舉が製したものに、

我、等家有_レ限は、毎年伊勢_五代參可_レ遣候事

我等子孫男子の分は、伊勢より外、祈禱神佛共頼申間敷事

とのせてゐる位である。我等男子、伊勢より外神佛に祈り頼まずとなす所、まことにはつきりした現實的な態度であ

る。澁谷良信が將軍吉宗の直話を筆記して子孫に傳へたといふ澁谷隱岐守筆記、一名柳營夜話と稱せられるもの、劈頭に、

人間一生の勤は忠孝の道なり、聖賢千萬言の教も、忠孝の爲なるべし

といふが、又以つて時代武人の理想的と信ぜられたあり方を單的に道破してゐるものであらう。

以上、鎌倉時代以後、各時代に於ける武家家訓の宗教的な様相を極めて粗雑に述べて來た。それは、鎌倉時代の佛教的なるものが、室町時代に至り漸く現實的な人間精神と、儒教的なるものゝ勃興を見てその勢力が加はり、徳川時代に於いて遂に完全に佛教的なるものゝ退引となつて結末するといふことである。しかもかゝる展開は、初期に於ける佛教的なるものゝ中に、既に胚胎せし事を武人の性格に於いて看取すべきものであるとなすのがその主眼である。

○註 各家訓には悉く「一、……」「一、……」とあつて番號はない。今附する所の番號は便宜上假りに初めより數へてこれを施したものである。